

【2026年度 記入例 給付様式35 自宅外通学申請届 (通学形態変更届)】

まず、次ページのチャートにて、対象区分と必要証明書類を確認してください。確認した対象区分は、⑨に記入し、必要証明書類は、本「自宅外通学申請届」と併せて下記赤枠内担当へ提出してください。

自宅外通学申請届

給付(新制度)

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外センター

ホッチキス止めはしないでください
(書類確認後、大学側で行います)

⑤【奨学生番号】

・既に給付奨学生に採用されている者のみ記入。在学採用申込者は記入不要(採用後、大学側で記入)。

⑥【採用候補者決定通知登録番号】

・給付奨学生採用候補者(高等学校等在学中に予約採用に申し込み、採用候補者に決定している者)のみ記入。

⑦【進学届入力日】

・記入不要(大学側で記入)。

⑧【自宅外通学要件及び提出書類の確認】

左上赤枠内参照

⑨【自宅外通学申請住所への入居日】

・自宅外通学申請住所へ実際の入居日を記入してください。

⑩【賃貸借契約期間】

・提出する賃貸借契約書等に記載された契約期間を記入してください。
・契約期間外の居住証明書類等と併せて提出する場合は、元々の契約期間の開始日～契約更新後の契約期間の終了日を記入してください。

⑪【家賃・寮費発生年月日】

・基本的には契約期間の開始日と一致します。
・フリーレント等の特約で契約開始日より一定期間経過後から家賃が発生し始めている場合、実際に家賃が発生し始めた年月日を記入してください。
・賃貸物件に同居していた生計維持者の転居等により、住所変更を伴わず自宅外要件を満たした場合は、その要件を満たした日付を記入してください。その場合は⑨も同一の日付としてください。

⑫【学部・学科】⑬【学年】

所属の学部・学科、学年を記入してください。

※総合教育部の学生は、学域欄に『総合教育部』、学類欄に『文系』又は『理系』を記入してください。

学校名	金沢大学		学校への提出日	西暦 2026年 4月 21日 ※1
③ 学部・学科 (課程・研究科)	人間社会 学域	地域創造 学類	① 学年	1 年
⑤ 奨学生番号	520	⑥ 採用候補者決定通知登録番号(奨学生番号付事前に限る)	② 氏名(自署)	カクマ アザミ 角間 あざみ
⑧ 自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G			
⑨ 自宅外通学申請住所 への入居日	西暦 2026年 3月 25日	入居	→入居月(または採用月)から学校への提出日まで3か月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認(※2) →入居月(または採用月)から学校への提出日まで3か月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認	
⑩ 賃貸借契約期間	西暦 2026年 3月 25日 ~ 西暦 2028年 3月 24日			
⑪ 家賃・寮費発生年月日 (※3)	西暦 2026年 3月 25日	いずれかに該当する場合は☑を記入	<input type="checkbox"/> フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費発生 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当	
⑫ 自宅外通学申請住所	〒920-**** 石川県金沢市〇〇町〇〇番地〇号 〇〇アパート 〇号室			
⑬ 生計維持者①(続柄)	父	氏名	育英 太郎 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13	
⑭ 生計維持者②(続柄)	母	氏名	育英 花子 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13	
⑮ キャンパス所在地 (通学校舎)	〒920-**** 石川県金沢市〇〇町〇-〇			
⑯ 自宅外要件 ※4	下記①~④に当てはまる要件に☑を記入してください。 ①~④に当てはまらず、やむを得ない特別な事情で申請する場合は、⑯の詳細欄にその事情を記入してください。			
⑰ 生計維持者との別居 ・本人または生計維持者の 家賃(寮費)負担 に加えて満たす要件を選択 してください。	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安) ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安) ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安) ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安) ⑤その他やむを得ない特別な事情(※5) 詳細:			

①【学籍番号】

入学前の学生は記入不要です。

②【氏名(自署)】

必ず奨学生本人が自署で記入してください。

⑬【自宅外通学申請住所】

・自宅外通学を証明する書類に記載された住所を都道府県から記入してください。建物名、部屋番号も必ず記入してください。

⑮【機構に届出済みの生計維持者※1(現住所※2)】

※1: 進学届,スカラネット,在籍報告等で、機構に届け出た(登録した)生計維持者氏名を記入してください。届出済みの生計維持者と一致しない場合は不備になります。

※2: 自宅外通学申請時点の現住所を記入してください。住所が同じ場合でも、「同上」「〃」等とは記入せず、都道府県から記入してください。

⑮【キャンパス所在地】

・主として通学しているキャンパスの住所を以下のとおりに記入してください。

★角間キャンパス

〒920-1164 石川県金沢市角間町。

※郵便番号の記入誤り、町名の後の「。」(全角ピリオド)の記入漏れに注意してください。

★宝町キャンパス(医学類は1年次でもこちら)

〒920-0934 石川県金沢市宝町13-1

★鶴間キャンパス(保健学類は1年次でもこちら)

〒920-0942 石川県金沢市小立野5-11-80

【担当】学務部学生支援課学生支援係

Mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp

〒920-1192 石川県金沢市角間町(本部棟2階)

受付時間: 平日9:00~17:00

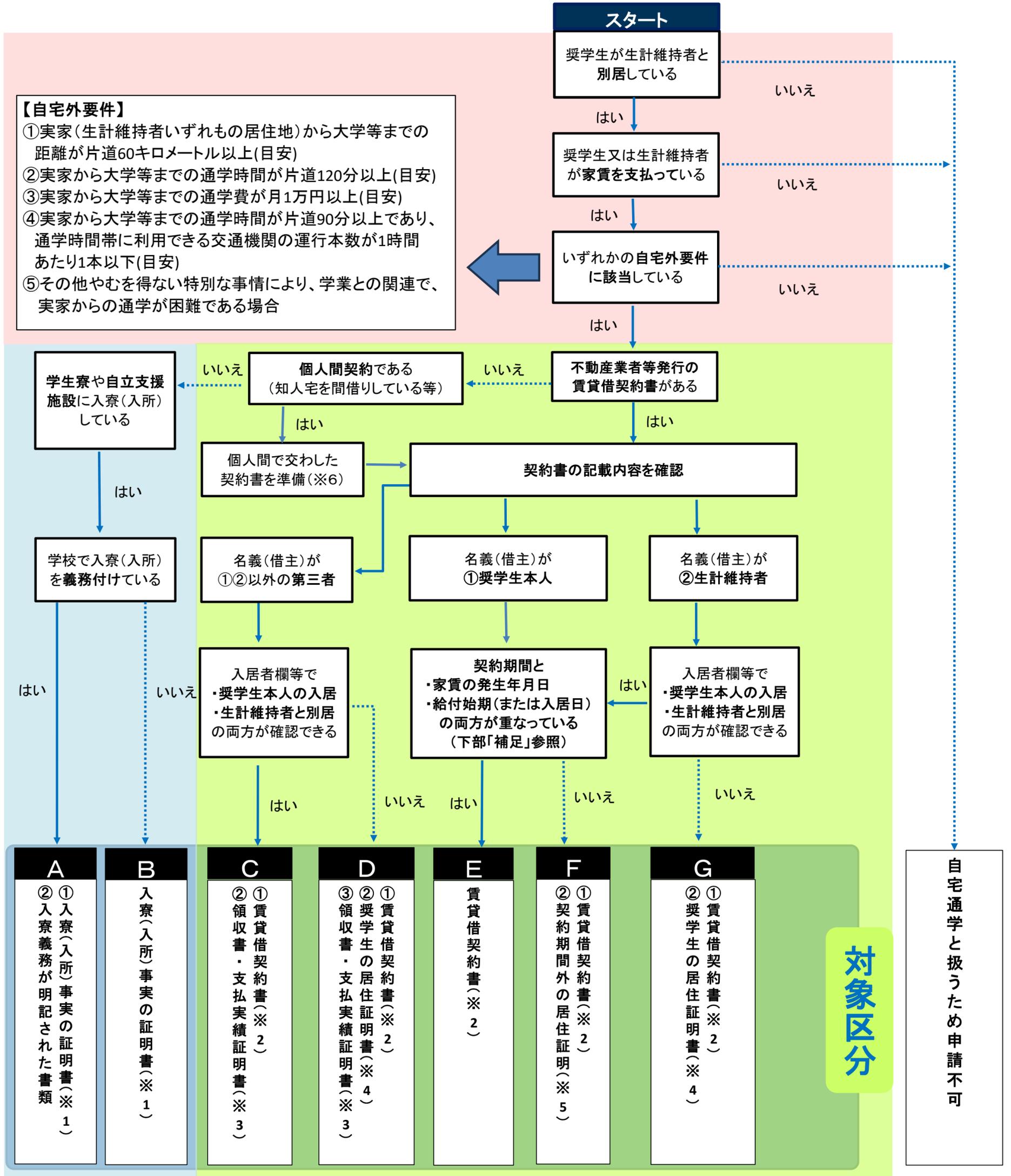
⑯【自宅外要件】

・①~④の当てはまるものの☐に☑を記入してください(複数選択可)。
・⑤の場合は、詳細欄に記入してください。

対象区分・必要証明書類確認チャート(表面)

自宅外通学申請届
(通学形態変更届)

各種証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。



【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・給付始期の翌月以降(給付始期が4月であれば5月以降)から自宅外要件を満たした場合に限り、「給付始期」を「入居日」に読み替えてください。
- ・「契約期間と家賃の発生年月日・給付始期の両方が重なっている」とは、下記のような場合を指します。
(例)契約期間2024/10/1～2026/9/30の場合において、
A: 家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/4 ⇒ 両方が契約期間内のため「はい」に該当
B: 家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/10 ⇒ 給付始期が契約期間外のため「いいえ」に該当
- ・契約期限の定めのない無期限契約は「いいえ」に該当

対象区分・必要証明書類確認チャート(裏面)

※1	入寮(入所)事実の証明書	<p>入寮証明書に相当する書類にて、下記4項目を確認します。 〔①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮期間、④寮費(部屋代)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学の扱いです。水道光熱費や食費、共益費等は寮費(部屋代)としてみなしませんが、 ・入寮期間の終了日が記載されていない場合、給付始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・(対象区分Aの場合)入寮義務の証明は学校名が確認できる場合に限り、寮のパフレットや規則のコピーの添付でも可とします。 <p>■給付様式35-③「入寮(入所)証明書」の利用を推奨。審査項目を網羅しています。</p>
※2	賃貸借契約書	<p>賃貸借契約書(に相当する書類)にて、下記6項目を確認します。 〔①賃貸借契約の締結、②契約期間、③借主および貸主、④入居者、⑤家賃、⑥物件の所在地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書、家賃の保証委託契約書、火災・家財等の保険契約書は賃貸借契約の締結を証明する書類として扱えません。 ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無くても構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。電子署名の体裁は問いません(下部「補足」参照)。 <p>【参考】書面契約か電子契約かは、契約書内に記された契約成立文言で判断することが可能です。 書面契約の例:「本契約書2通を作成し、記名・捺印のうえ甲乙双方が1通ずつ保管する」など 電子契約の例:「本契約書を作成し、甲乙双方が記名捺印に代わる電磁的処理を施す」など</p> <p>■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」で代用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※3	領収書 又は 支払実績証明書	<p>家賃・寮費の発生年月日(給付始期のほうが遅い場合は給付始期)における、賃貸借契約書に記載されない奨学生又は生計維持者の家賃支払いの実態について、領収書や支払実績証明書から下記7項目を確認します。 〔①宛名、②物件名と所在地、③家賃領収の対象月、④金額、⑤家賃として領収した旨の記載、⑥貸主または(不動産仲介業者)による証明と押印、⑦発行日〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳等での引き落とし明細では7項目すべてを確認できないため認められません。 ・⑥以外の者(家賃の保証委託会社等)が発行したものは認められません。 <p>■給付様式35-②「支払実績証明書」の利用可能。</p>
※4	居住証明書	<p>賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主(または不動産仲介業者)が発行する居住証明書から下記6項目を確認します。 〔①物件名と所在地、②貸主および借主、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤賃料、⑥発行者の証明〕</p> <p>■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※5	契約期間外 の居住証明	<p>賃貸借契約書に記載された契約期間を過ぎてなお同一物件に居住し続けている実態について、下記書類から確認します。(賃貸借契約書における自動更新文言の提示は不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の、奨学生名義の公共料金の領収書 ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の家賃支払いに係る領収書又は支払実績証明書(※3参照) ・契約期間を更新した居住証明書(※4参照) ・契約更新後に発行された更新契約書や新たな賃貸借契約書(※2参照) <p>※最近各社ポータルサイトのマイページから公共料金や家賃の領収明細や更新契約書をダウンロードできる会社が増えていますので、書面が見当たらない場合にはそちらをご確認ください。 ※「請求書」や「更新のお知らせ」では、実際に支払った・更新した「事後の証明とならない」ため認められません。</p>
※6	個人間の 賃貸借契約	<p>知人宅の間借り等、不動産業者による賃貸借契約書が発行されない場合において、奨学生または生計維持者と家主の個人間で交わした取り決めを証明する書類を元に、下記7項目を確認します。 〔①物件所在地、②家主(貸主)および借主(奨学生または生計維持者)、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主(貸主)による押印必須の証明、⑦証明日〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出できない場合、家賃負担が確認できない場合は自宅外通学の証明とすることができません。 ・虚偽の申請は認められず、発覚した場合には処分が課される場合があります。 <p>■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用を推奨。</p>

【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・入居途中に生じた管理不動産業者の変更や会社名変更により賃貸借契約書に記載された業者が各種証明者となれない場合、その変更が分かる書類(借主や入居者への通知文書やHP掲載内容の印刷物等)と併せて提出してください。
- ・電子署名の体裁の一例
 - タブレット等にサインした筆跡がそのまま印字されている
 - 印字された氏名の近辺に小さな数字の羅列が印字されている(電子証明)
 - 氏名が印字され、かつ契約日まで印字されている(契約締結の証明として十分)